

# はじめに

- ①本書は、(公財) 運行管理者試験センターが行う運行管理者試験(貨物)について、内容をジャンル別に区分し、それぞれに解説を加えたものです。
- ②過去10回分の受験者数及び合格率は次のとおりです。

回数	1	2	3	4
実施時期	令和8年3月	令和7年8月	令和7年3月	令和6年8月
受験者数	21,577人	25,318人	20,755人	24,993人
合格率	38.9%	37.2%	34.1%	32.9%
回数	5	6	7	8
実施時期	令和6年3月	令和5年8月	令和5年3月	令和4年8月
受験者数	22,493人	26,293人	23,759人	28,804人
合格率	34.2%	33.5%	34.6%	38.4%
回数	9	10		
実施時期	令和4年3月	令和3年8月		
受験者数	27,982人	34,164人		
合格率	32.3%	29.8%		

- ③各章の順序は、試験問題と同じく、次のとおりとしました。
- 第1章 貨物自動車運送事業法                      第2章 道路運送車両法  
第3章 道路交通法                                  第4章 労働基準法  
第5章 実務上の知識及び能力
- ④各章は、1 法令の要点、2 演習問題、◆解答&解説で構成しています。
- ⑤ 1 法令の要点 では、過去に出題された問題に関する法令を、要点を絞って掲載しています。太字は特に重要な部分を表しています。
- ⑥ 2 演習問題 では、過去問題を中心とした演習問題を収録しています。次の3種類の問題で構成しています。
- ◎ (公財) 運行管理者試験センターが公表している「運行管理者試験(CBT試験) 出題例」令和2年～6年(5回分計150問)  
◎ 筆記試験問題 令和3年3月  
◎ 編集部収集作成問題

- ⑦各問題の最後には、試験の実施時期を表記しています。[R3\_3]であれば、令和3年3月実施（令和2年度第2回）の筆記試験の問題、[R6\_CBT]であれば「令和6年度運行管理者試験（CBT試験）出題例」の問題となります。
- ⑧ [R4\_CBT/R3\_CBT]など複数の表記がある場合は、「令和4年度運行管理者試験（CBT試験）出題例」と「令和3年度運行管理者試験（CBT試験）出題例」の問題が類似していることを表しています。
- ⑨実施時期の表記がないものは、編集部が過去の出題傾向を分析したうえで作成した問題、収集した問題です。重要度が高い分野を主に追加しています。
- ⑩⑦、⑧の実施時期の後に「改」と表記しているものは、編集部で試験問題を一部改変していることを表しています。試験後の法改正や出題形式を変更した場合等が該当します。なお、本書は**令和8年4月**現在の法令等をもとに編集しています。
- ⑪「第1章 貨物自動車運送事業法」では、四択問題の内容が多岐にわたっているため、いったん法令根拠ごとに問題を分け、**過去出題例**として該当法令ごとに**○×問題と解答**を付記しました。こうすることで、運送事業法の各条項のどの部分から出題され、また、×の場合はどこが間違っているのがすぐに確認できます。第1章については、同じ過去問題をほぼ**2回収録**していることとなります。なお、過去出題例（○×問題）の解説は演習問題の解説を参照してください。
- ⑫各問題には「」マークを付けました。正解した問題をチェックするなど、学習の確認等に活用してください。
- ⑬ **◆解答&解説**では、間違っている箇所や注意すべき点を**太字下線**や**イラスト**を用いて解説しています。なお、特筆すべき点がない場合には、解説を省略しています。
- ⑭各章の最後には、よく出題されるポイントをまとめた「**覚えておこう**」を収録しました。試験前など、短時間で要点を確認するときにご利用ください。
- ⑮法令の仕組みについて簡単に説明します。
- 一つの法は、それに続く政令、省令、告示などを含めて成り立っています。政令、省令、告示などにより、法のより細かい部分が定められています。政令は、内閣が制定する命令、省令は各省大臣が主任の事務につき発する命令をいいます。また、告示は各省庁などが広く一般に向けて行う通知をいいます。

⑯本書で関係する主な法をまとめると、次のとおりとなります。

法律	政令、省令、告示
貨物自動車運送事業法 (運送事業法)	◎貨物自動車運送事業法施行規則 (省令)
	◎貨物自動車運送事業輸送安全規則 (省令)
	◎自動車事故報告規則 (省令)
	◎貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針 (省令)
道路運送車両法 (車両法)	◎道路運送車両法施行規則 (省令)
	◎自動車点検基準 (省令)
	◎道路運送車両の保安基準 (省令)
	◎道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 (告示)
道路交通法 (道交法)	◎道路交通法施行令 (政令)
労働基準法 (労基法)	◎自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 (告示)
労働安全衛生法 (安衛法)	◎労働安全衛生規則 (告示)

※『自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 (改善基準告示)』に該当する問題については、令和6年4月1日から適用された**新改善基準告示に沿って編集**しています。

※運行管理者試験センターより、令和7年度第2回運行管理者試験の出題分野について「法令等の改正があった場合は、改正された法令等の**施行後6カ月間**は改正前と改正後で解答が異なることとなる問題は出題しません。」との発表がなされているため、一部改正を反映していない場合があります。

⑰法令の原文は、次のように表されています。

カッコ内は、その条文の表題を表す。  
本書では、主に小見出しで表示してある。

(目的)  
第1条 .....  
.....。

(1) .....  
(2) .....

(定義)  
第2条 .....  
.....。

(1) .....  
.....

(2) .....  
.....

2 .....  
.....。

第1条第1項という。ただし、第1項の「1」は表記しない。本書では、原則として全て「1」を表記してある。また、その条が第1項しかない場合、区別する必要がないため、第1項を表記しないことがある。

第1条第1項第1号という。ただし、第1項しかない場合、第1条第1号と表記する場合がある。また、本書では第1号、第2号…、を①、②…と表記した。

第2条第1項第1号という。

# 第1章



## 貨物自動車運送事業法

1. 法律の目的と定義	12	12. 適正な取引の確保	76
2. 運送事業の許可	16	13. 運転者等台帳	78
3. 事業計画	18	14. 特別な指導 [1]	80
4. 運送約款・掲示・安全管理規程	22	15. 特別な指導 [2]	82
5. 輸送の安全	28	16. 異常気象時等における措置	95
6. 一般貨物自動車運送事業者等による輸送の安全にかかわる情報の公表	30	17. 乗務員・運転者	95
7. 過労運転等の防止	34	18. 事故の報告 [1] (定義・報告書)	100
8. 貨物の積載と車庫の位置	43	19. 事故の報告 [2] (速報)	108
9. 点呼	45	20. 運行管理者の選任	116
10. 業務の記録・運行記録計・事故の記録	63	21. 運行管理者の業務	119
11. 運行指示書	70	22. 運行管理者資格者証	129
		23. 運送事業者による運行管理	130

## 1 法令の要点と○×式過去出題例

### ■ 運送事業法の目的 [運送事業法第1条]

1. この法律は、貨物自動車運送事業の運営を**適正かつ合理的**なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく**措置の遵守等**を図るための**民間団体等**による**自主的な活動**を促進することにより、**輸送の安全**を確保するとともに、貨物自動車運送事業の**健全な発達**を図り、もって**公共の福祉**の増進に資することを目的とする。

### ■ 定 義 [運送事業法第2条]

1. この法律において「**貨物自動車運送事業**」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。
2. この法律において「**一般貨物自動車運送事業**」とは、**他人の需要**に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。第3項及び第7項において同じ。）を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。
3. この法律において「**特定貨物自動車運送事業**」とは、**特定の者の需要**に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいう。
4. この法律において「**貨物軽自動車運送事業**」とは、**他人の需要**に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る。）を使用して貨物を運送する事業をいう。
6. この法律において「**特別積合せ貨物運送**」とは、一般貨物自動車運送事業として行う運送のうち、営業所その他の事業場において集貨された貨物の仕分けを行い、集貨された貨物を積み合わせて他の事業場に運送し、当該他の事業場において運送された貨物の配達に必要な仕分けを行うものであって、これらの事業場の間における当該積合せ貨物の運送を定期的に行うものをいう。
7. この法律において「**貨物自動車利用運送**」とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者が、他の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者の行う運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を利用してする貨物の運送をいう。

# 第2章



## 道路運送車両法

1. 法律の目的と定義……………	146	4. 点検整備……………	164
2. 登録制度……………	147	5. 保安基準……………	175
3. 自動車の検査……………	154		

1

# 法律の目的と定義

## 1 法令の要点

### ■ この法律の目的 [車両法第1条]

1. この法律は、道路運送車両に関し、**所有権**についての公証等を行い、並びに**安全性の確保**及び**公害の防止**その他の環境保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の**整備事業**の健全な発達に資することにより、**公共の福祉を増進**することを目的とする。

### ■ 自動車の種別 [車両法第3条]

1. この法律に規定する**普通自動車**、**小型自動車**、**軽自動車**、**大型特殊自動車**及び**小型特殊自動車**の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として、別表第1（省略）に定める。

## 2 演習問題

問1 道路運送車両法の目的についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選びなさい。

この法律は、道路運送車両に関し、(A) についての公証等を行い、並びに (B) 及び (C) その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、(D) ことを目的とする。

- |                                     |   |              |              |
|-------------------------------------|---|--------------|--------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | A | ① 所有権        | ② 取得         |
|                                     | B | ① 運行の安全性の確保  | ② 安全性の確保     |
|                                     | C | ① 騒音の防止      | ② 公害の防止      |
|                                     | D | ① 道路交通の発達を図る | ② 公共の福祉を増進する |

### ◆ 解答 & 解説

問1 【解答 A-①, B-②, C-②, D-②】

車両法第1条（この法律の目的）第1項。

# 第3章



## 道路交通法

- |                   |     |                            |     |
|-------------------|-----|----------------------------|-----|
| 1. 定義 ……………       | 192 | 10. 灯火及び合図 ……………           | 233 |
| 2. 自動車の種類と運転免許 …… | 195 | 11. 積載の制限と過積載車両<br>の取扱い …… | 240 |
| 3. 信号機の意味 ……………   | 203 | 12. 酒気帯び運転の禁止 ………          | 245 |
| 4. 最高速度 ……………     | 205 | 13. 過労運転の禁止 ……………          | 247 |
| 5. 徐行及び一時停止 …………… | 210 | 14. 運転者の遵守事項 ……………         | 249 |
| 6. 車両の交通方法 ……………  | 215 | 15. 交通事故の場合の措置 ……          | 257 |
| 7. 追越し等 ……………     | 219 | 16. 使用者に対する通知 ………          | 259 |
| 8. 交差点 ……………      | 225 | 17. 道路標識 ……………             | 260 |
| 9. 停車及び駐車禁止場所 ……  | 227 |                            |     |

1

# 定義

## 1 法令の要点

### ■ 定義 [道交法第2条]

1. この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

用語	用語の意義
③車道	車両の通行の用に供するため縁石線若しくは柵その他これに類する工作物又は道路標示によって区画された道路の部分进行う。
③の2 本線車道	高速自動車国道又は自動車専用道路の本線車線により構成する車道进行う。
③の4 路側帯	歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう。
⑥安全地帯	路面電車に乗降する者若しくは横断している歩行者の安全を図るため道路に設けられた島状の施設又は道路標識及び道路標示により安全地帯であることが示されている道路の部分进行う。
⑦車両通行帯	車両が道路の定められた部分を通行すべきことが道路標示により示されている場合における当該道路標示により示されている道路の部分进行う。
⑧車両	自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバス进行う。
⑨自動車	原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車又は特定自動運行を行う車であって、原動機付自転車、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車並びに歩行補助車、乳母車その他の歩きながら用いる小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。
⑮道路標識	道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示板进行う。
⑯道路標示	道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示で、路面に描かれた道路綫、ペイント、石等による線、記号又は文字进行う。
⑱駐車	車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で5分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）、又は車両等が停止（特定自動運行中の停止を除く。）をし、かつ、当該車両等の運転をする者（運転者）がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。

# 第4章



## 労働基準法

- |            |     |               |     |
|------------|-----|---------------|-----|
| 1. 労働契約    | 272 | 4. 健康診断       | 293 |
| 2. 労働時間・休日 | 281 | 5. 労働時間等の改善基準 | 297 |
| 3. 就業規則    | 289 |               |     |

1

# 労働契約

## 1 法令の要点

### ■ 労働条件の原則 [労基法第1条]

1. 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。
2. この法律で定める労働条件の**基準は最低**のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を**低下させてはならない**ことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

### ■ 均等待遇 [労基法第3条]

1. 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、**差別的取扱をしてはならない**。

### ■ 定義 [労基法第9条～第12条]

#### 第9条（労働者の定義）

1. この法律で「**労働者**」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

#### 第10条（使用者の定義）

1. この法律で「**使用者**」とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。

#### 第11条（賃金の定義）

1. この法律で「**賃金**」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

#### 第12条（平均賃金の定義）

1. この法律で「**平均賃金**」とは、これを算定すべき事由の発生した日以前3ヵ月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の**総日数**で除した金額をいう。

# 第5章



## 実務上の知識及び能力

- |                   |     |                     |     |
|-------------------|-----|---------------------|-----|
| 1. 運行管理者……………     | 362 | 6. 視覚と視野……………       | 448 |
| 2. 運転者の健康管理……………  | 399 | 7. 走行時に働く力と諸現象…………… | 454 |
| 3. 交通事故等緊急事態…………… | 410 | 8. 自動車に関する計算問題…………… | 463 |
| 4. 事故の再発防止対策…………… | 415 |                     |     |
| 5. 交通事故防止等……………   | 435 |                     |     |

